

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

行橋市の府内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいする事がない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和3年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付及び地域生活支援事業に関する業務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号。以下「総合支援法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種業務を行っている。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①総合支援法第6条に規定する自立支援給付の支給に関する事務 ②障害支援区分の認定に関する事務 ③地域生活支援事業によるサービスの支給に関する事務
③システムの名称	・総合福祉(自立支援医療【更生・精神通院・育成】・障害者自立支援・補装具交付・地域生活支援・日常生活用具給付)システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(更生・精神通院・育成)システムファイル・障害者自立支援システムファイル・補装具交付システムファイル・地域生活支援システムファイル・日常生活用具給付システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16.26.56-2.57.87.116の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12.19.30.31.44条 2情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の108.109.110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務を定める命令第55条 ・行橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第2の30の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室
②所属長の役職名	障がい者支援室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 総務部 総務課総務係 TEL:0930-25-1111(代) 内線1431
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室 障がい者支援係 TEL:0930-25-1111(代) 内線1151

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所